

京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内（以下「市内」という。）において中小企業の育成を図り、もって本市における経済の健全な発展に寄与するため、事業所を新增設する中小企業に対する補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項第1号から第5号までのいずれかに該当する者をいう。
- (2) 中小企業者A 中小企業者のうち、資本金の額又は出資の総額が1億円以下かつ常時使用する従業員の数が100人以下の者をいう。
- (3) 中小企業者B 中小企業者のうち、中小企業者A以外の者をいう。
- (4) 事業所 営利を目的とする事業の用に直接供する施設をいう。
- (5) 新增設 新たに補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）自らが所有する建物を建築、購入し、事業所を開設すること又は補助対象者自らが所有する既存の建物について増築等を行い、設備更新以外の事業所の拡充を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 京都市ベンチャー企業目利き委員会においてAランク認定を受けていること。
- (2) 公益財団法人京都高度技術研究所が実施するオスカー認定審査委員会においてオスカー認定を受けていること。
- (3) バリュートクリエーション審査委員会においてオスカー認定を受けていること。
- (4) 地方独立行政法人京都市産業技術研究所において知恵創出目の輝き企業の認定を受けていること。
- (5) 本市が設置し、又は所管するインキュベート施設に入居している者若しくは入居したことがある者で、中小企業等経営強化法第14条第1項の承認を受けることができる経営革新計画又は同法第17条第1項の認定を受けることができる異分野連携新事業分野開拓計画と同等の計画を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助対象者としない。

- (1) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営むもの
- (3) 営業に関して必要な認可等を取得していない者
- (4) 市町村税を滞納している者
- (5) 本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがある者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が市内に事業所を新增設する事業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業から除くものとする。

- (1) 小売、飲食その他これらに類するサービスの提供を行う店舗等の新增設を行うとき。

- (2) 前号に掲げるもののほか、事業の目的、性質、態様等から補助対象事業として適当でないと認められるとき。

(補助金内容及び交付方法)

第5条 市長は、予算の範囲内において、次の各号の区分に応じ、当該各号に規定するところにより補助金の額を定めるものとする。

- (1) 税相当額に対する補助金 事業所の新增設に伴い取得した固定資産（地方税法第341条第3号に規定する家屋及び同条第4号に規定する償却資産をいう。）に係る固定資産税及び都市計画税で、当該事業所の操業開始日の属する年の翌年の1月1日（操業開始日が1月1日である場合は、操業開始日の属する年の1月1日）を賦課期日とする年度から、中小企業者Aの場合には3年度分、中小企業者Bの場合には2年度分の納付税額に相当する金額（増築等である場合は、当該増築等の分に限る。）とし、それぞれ1億円を限度とする。
 - (2) 埋蔵文化財発掘調査費相当額に対する補助金 事業所の新增設に伴い埋蔵文化財発掘調査を実施する場合に、当該調査に要した経費（試掘調査費、消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）に相当する金額に100分の50を乗じた金額とし、2,500万円を限度とする。
- 2 前項の補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定するところにより交付するものとする。
- (1) 税相当額に対する補助金 補助対象事業者が中小企業者Aの場合は前項第1号に規定する年度及びこれに続く2年度、補助対象事業者が中小企業者Bの場合は前項第1号に規定する年度及びこれに続く1年度において、当該年度の納付税額に相当する金額に区分して年度ごとに交付する。
 - (2) 埋蔵文化財発掘調査費相当額に対する補助金 埋蔵文化財発掘調査の完了後、前項第2号に規定する金額を同項第1号に規定する金額の交付時に併せて交付する。
- 3 前2項の規定により1年度に交付する補助金の合計額を算定する場合において、1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の合計額とする。

(補助対象事業の指定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業所の新增設の工事に着手する日の30日前までに京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金補助対象事業指定申請書（第1号様式。以下「指定申請書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、本社・工場等の新增設の工事に着手する日の90日前までに本市に対して申請の意思表示を行うこと。

- 2 指定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 申請者が補助対象者であることを証する書類
 - (2) 申請者の概要がわかる書類
 - (3) 事業計画書
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 3 市長は、指定申請書の提出があった場合に、当該申請に係る事業所の新增設を補助対象事業に指定することが適当と認めるときは、補助対象事業の指定するものとする。
- 4 市長は、補助対象事業を指定する場合においては、あらかじめ、京都市企業立地促進事業委員会設置要綱に基づき設置する京都市企業立地促進事業委員会の意見を聴取しなければならない。
- 5 市長は、補助対象事業の指定を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該指定に必要な条件を付することができる。

(指定の通知)

第7条 市長は、前条第3項の規定により補助対象事業の指定を決定したときは、指定を受けた補助対象者（以下「指定事業者」という。）に対し、その旨を京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金補助対象事業指定決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

- 2 市長は、前条第3項の規定により補助対象事業に指定することが不適当であると認めるときは、申

請者に対し、その旨を京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金補助対象事業不指定決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

（指定申請内容の変更等）

第8条 指定事業者は、補助対象事業が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金補助対象事業変更・中止・廃止届出書（第4号様式）に、内容を示す書類（ただし、次の第1号に該当する場合に限る。）を添えて、市長に届け出なければならない。

- （1） 指定申請書に記載した申請者の氏名又は住所に変更があったとき、若しくは添付書類に記載した事項において、補助金の交付に影響を与える変更があったとき。
- （2） 補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

（操業等開始の届出）

第9条 指定事業者は、補助対象事業に係る事業所の操業又は営業を開始したときは、速やかに京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金補助対象事業操業等開始届出書（第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- （1） 現場写真（補助対象事業に係る事業所等の状況が分かるもの。写真撮影位置図を含む。）
- （2） 補助対象事業に関する図面等
- （3） 法人の登記事項証明書
- （4） その他市長が必要と認める書類

（報告及び指示）

第10条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、指定事業者に対して、補助対象事業に関し報告を求め、又は関係帳簿等を調査することができる。

2 市長は、前項の規定による報告又は調査の結果に基づき、指定事業者に対して、当該補助対象事業の実施について、必要な指示を与えることができる。

（指定の取消し）

第11条 市長は、指定事業者又は補助対象事業が次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業の指定を取り消すことができる。

- （1） 第3条及び第4条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- （2） 指定事業者が補助対象事業を中止し、若しくは廃止したとき、又は補助対象事業が中止若しくは廃止の状態にあると認められるとき。
- （3） 指定事業者が、指定を受けた日から6年以内に補助対象事業に係る事業所の操業又は営業を開始しないとき。
- （4） 指定事業者が、偽りその他不正の手段により、補助対象事業の指定を受けたとき。
- （5） その他補助対象事業の指定をすることが特に不適当であると市長が認めたとき。

2 市長は、補助対象事業の指定を取り消したときは、京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金補助対象事業指定取消決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（交付の申請）

第12条 指定事業者からの条例第9条の規定による申請は、補助金の交付を受けようとする各年度ごとに、京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付申請書（第7号様式）によって、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- （1） 補助対象事業に係る実績報告書及び実績報告書に記載した事項を証する書類
- （2） 固定資産税及び都市計画税の納税証明書並びに課税明細書
- （3） 申請日の属する年度及び当該年度の前の年度における市町村税の納付を証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第13条 市長は、条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。

2 市長は、補助金を交付することが適当であると認めるときは、京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付することが不適当であると認めるときは、京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金不交付決定通知書（第9号様式）により通知するものとする。

(地位の承継)

第14条 指定事業者に係る相続、合併又は分割により、当該指定事業者から補助対象事業に係る事業を承継しようとする者は、市長の承認を得て、当該指定事業者の地位を承継することができる。

2 指定事業者の地位を承継しようとする者は、あらかじめ、京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金指定事業者承継承認申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第15条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の施行に関し必要な事項は、産業観光局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、令和3年1月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、令和3年3月31日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要綱の規定は、この改正の施行の日以後の指定申請について適用し、同日前の指定申請については、なお従前の例による。

第 1 号様式（第 6 条関係）

京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金補助対象事業指定申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付要綱第 6 条の規定による補助対象事業の指定を受けたいので、同条の規定により申請します。	
事業所の名称	
事業所の用途及び工事種別	
事業所の所在地	
事業所で行う業務の内容	
工事予定期間	年 月 日～ 年 月 日
操業等開始予定日	年 月 日
備 考	

注 この申請書には、京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付要綱第 6 条第 2 項各号に掲げる書類（(1)補助対象者であることを証する書類、(2)申請者の概要が分かる書類、(3)事業計画書を添付してください。

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当



)

京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金補助対象事業指定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助対象事業指定申請について、交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助対象事業として指定することを決定しましたので、同要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 指定年月日及び指定番号 年 月 日 (第 号)
- 2 指定事業所の名称
- 3 指定事業所の用途及び工事種別
- 4 指定事業地

第3号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長 印
(担当)

京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金補助対象事業不指定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助対象事業指定申請について、京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり補助対象事業として指定しないことを決定しましたので、同要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 不指定理由

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第4号様式（第8条関係）

京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金補助対象事業

変更
中止
廃止

届出書

(宛先)京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号により京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付要綱第6条の規定による指定を受けた補助対象事業を ☐ 変更 ☐ 中止 ☐ 廃止しますので、同要綱第8条の規定により届け出ます。	
補助対象事業の指定番号	第 号
補助対象事業の内容 (変更の場合のみ)	【変更前】
	【変更後】
変更、中止又は廃止の理由	
変更、中止又は廃止年月日	年 月 日

注 該当する☐には、レ印を記入してください。

第 5 号様式（第 9 条関係）

京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金補助対象事業操業等開始届出書

（宛先）京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

年 月 日付け 第 号により京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付要綱第 6 条の規定による指定があった補助対象事業について、事業所の操業等を開始しましたので、同要綱第 9 条の規定により届け出ます。	
補助対象事業の指定番号	第 号
指 定 事 業 所 の 名 称	
指定事業所の用途及び工事種別	
指 定 事 業 所 の 所 在 地	
操 業 等 開 始 年 月 日	年 月 日

注 この届出書には、京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付要綱第 9 条各号に掲げる書類を添付してください。

第6号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担当 印)

京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金補助対象事業指定取消決定通知書

京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付要綱第11条の規定に基づき、下記の補助対象事業の指定を取り消すことを決定しましたので通知します。

記

- 1 指定年月日及び指定番号 年 月 日 (第 号)
- 2 指定事業所の名称
- 3 指定事業地
- 4 指定事業所の用途及び工事種別
- 5 事業取消理由

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 7 号様式（第 1 2 条関係）

京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により、補助金の交付を申請します。	
補助対象事業の指定番号	第 号
指 定 事 業 所 の 名 称	
指定事業所の用途及び工事種別	
指 定 事 業 所 の 所 在 地	
交付を受けようとする 補 助 金 の 金 額	円
備 考	

注 この申請書には、京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付要綱第 1 2 条各号に掲げる書類を添付してください。

第8号様式（第13条関係）

第 年 月 日

様

京都市長
(担 当)



京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金については、京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 指定事業所の名称

2 交付金額 金 円

3 交付の条件

- (1) 京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付要綱第5条に定める固定資産税及び都市計画税の納付額に変更が生じた場合には、速やかに京都市へ報告しなければなりません。
- (2) 前号の納税額が減額となっていた場合、補助金額を減額し、又は取り消すことがあります。

第9号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

京都市長
(担 当)



京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金については、京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり不交付とすることを決定しましたので通知します。

記

- 1 指定事業所の名称
- 2 不交付理由

(教示) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 10 号様式（第 14 条関係）

京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金指定事業者承継承認申請書

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人の主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人の名称及び代表者の氏名）

指定事業者の地位を承継したいので、京都型グローバル・ニッチ・トップ企業育成補助金交付要綱第 14 条の規定により申請します。	
補助対象事業の指定番号	第 号
指定事業者の住所又は所在地	
補助対象事業に係る事業所の名称	
承継後の事業所の名称	
承継の理由	
承継年月日	年 月 日
備考	

注 承継を証する書類（遺産分割協議書、履歴事項全部証明書、分割契約書）を添付してください。